

【事例 H27-10-01】 京都府健康福祉部福祉・援護課

京都府自殺対策に関する条例

京都府では、自殺対策基本法の趣旨を踏まえつつ、府の現状・特性に合わせて細やかに、府民運動として自殺対策を推進していくために、都道府県では初となる「京都府自殺対策に関する条例」を制定した。

【実施主体】 京都府健康福祉部福祉・援護課

【大綱の分類】 10 推進体制

【事業予算】 平成 26 年度 610 千円（610 千円）

【利 点】

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

京都府では、「府民が人間として大切にされるために、だれもが社会の一員として参画することができ、府民同士が尊重し合い、つながり、支え合う、人にやさしい社会を実現すること。」（京都府行政運営の基本理念・原則となる条例（平成 22 年京都府条例第 38 号）を府政の基本理念として自殺対策を強化してきた結果、自殺者数は近年減少傾向にあるものの、決して少ないとは言えない状況にあり、自殺者や遺族に対する偏見も解消されていない。

【計画を立てる上での工夫・等】

学識経験者、医療福祉、経済労働、相談支援、報道、行政領域の委員 26 名からなる京都府自殺対策連絡協議会を設置し、府内の現状、課題等について議論を重ね、幅広く意見を聴きながら、条例案を検討した。

【事業の工夫点】

協議会委員を含め、広く府民の意見を聴取するため、府の Web サイトやメーリングリスト、Facebook 等のインターネット媒体を活用し、パブリックコメントを実施することで、若い世代も含めた府民の声を反映させることができた。

【具体的な内容・実施の過程】

「目標」自殺の危機は何人にも発生し得ることを基本理念として明記し、自殺対策の推進に関する府等の責務、府が行う施策を明らかにするとともに、府民、事業主、関係団体等オール京都体制で自殺対策を推進し、悩みを抱えた方の孤立を防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現することを目的とする。

《内容》

＜関係者の責務＞

- 府：関係機関等と連携して、自殺対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 事業主：雇用する労働者の心の健康の保持のための措置を講じるよう努める。
- 自殺対策関係団体等：自殺対策を積極的に実施し、相互に連携を図るよう努める。

＜府の施策＞

- 自殺の原因となり得る問題に対する早期の支援・相談体制(京のいのち支え隊)や自殺発生回避のための体制(自殺ストップセンター)の整備・充実

＜推進体制＞

- 「自殺対策推進計画」の策定等を担う「自殺対策推進協議会」を設置

＜その他＞

- 京都市のいのちの日(3月1日)を制定し、自殺の防止等に関する気運を醸成

【成果】

都道府県初となる自殺対策に関する条例の制定により、府民、自殺対策関係団体等、オール京都体制で自殺対策を推進するための法的根拠を整備することができた。

【補足】情報なし

【課題】

今後は、各地域の特徴を踏まえた自殺対策推進計画の策定をすすめ、条例の理念の実現を推進することが重要である。

【事業種別】 人材養成事業

【準備期間・人数】 不明

【予防段階】 1次、2次、3次

【自治体規模】 2,597千人

【自治体負担率】 100%

【事業対象】 全般

【支援対象】 全般

【実施主体・問合せ先】 京都府健康福祉部福祉・援護課

TEL: 075-414-4626

E-mail: fukushiengo@pref.kyoto.lg.jp

URL: <http://www.pref.kyoto.jp/yorisoi/>

【参考資料・文献】 http://www.pref.kyoto.jp/yorisoi/index_normal.html

http://www.pref.kyoto.jp/yorisoi/torikumi_top.html

【作成日】 平成29年6月13日